

蕨市民会館における
新型コロナウイルス感染拡大予防の管理運営基準

1. 趣旨

蕨市民会館の施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、蕨市の方針及び公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づく感染症予防策を取り入れた施設管理運営基準を定める。

2. 対象施設

蕨市民会館

3. 施設利用の留意事項

(1) 利用人数

ホール

定員数

※客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。

会議室（201. 202 室）

飲食を伴わない利用 定員数

上記以外の利用 定員数の2分の1

※飲食を伴う場合は、人と人との間隔をできるだけ1m以上あけて、食事中的会話は控えること。

(2) 健康チェックの実施

来館前に検温を行い、発熱や風邪の症状がある場合は、来館を控えること。

(3) マスクの着用、手洗い等の実施

館内では、必ずマスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(4) 対人距離の確保

館内では、人との接触は避け対人距離は最低1m確保すること。

(5) 室内換気の実施

定期的にドアを開け、換気を行うこと。（30分に1回程度を目安）

(6) 飲食を伴う場合は十分な対策を講じること。

飲食を伴う場合は、人と人との距離を概ね1メートル以上確保し、食事中的会話は控えること。

(7) 活動後の清掃等の実施

消毒液を使用して利用した範囲の消毒に協力すること。ゴミは持ち帰ること。

(8) 利用時間の短縮・速やかな入退館の実施

利用時間の短縮に努め、利用前後の入退館は速やかに行うこと。

(9) 利用者の把握

利用者の連絡先（名前、住所、電話番号など）を把握しておくこと

(10) 催事における密接・密集の回避

・催事の準備・片付けの時間を十分に確保すること。

（片付けは、利用後の椅子・机等の消毒時間を考慮し、利用時間内に撤収すること。）

・来場者の集中を避けるよう、開場時間、開演時間を設定すること。

・休憩回数や時間を増やすことでトイレでの混雑緩和を調整すること。

・接触を避けるため、パンフレットは手渡ししない、チケットは入場者に半券を切っ
ていただき目視により確認する等の工夫をすること。

・座席の最前列席は舞台前から十分に距離を取ること。

※イベントを開催する場合は、埼玉県が定める「チェックリスト」様式の作成・保管が必要となります。
詳細は埼玉県ホームページ「イベントの開催制限について」をご覧ください。

4. 活動方法及び期間

蕨市民会館の利用にあたり活動内容に対応した感染予防策を確認し、施設管理者からの感染防止のための指示等に従うこと。

利用団体等の使用責任者は、利用前に各協会等のホームページ等で活動に関するガイドライン等の確認をすること。

期間は令和5年2月1日から当面の間とする。

参考（各施設の定員）

- ・ホール（定員 706人）
- ・1A楽屋（定員8人）
- ・1B楽屋（定員2人）
- ・1C楽屋（定員2人）
- ・2A楽屋（定員2人）
- ・2B楽屋（定員8人）
- ・リハーサル室（定員24人）

- ・201・202室（1室として）（定員100人）